

令和7年第2回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料3

（追加発送議案）

		ページ
1	算面市報酬及び費用弁償条例の改正について 【第72号議案関係】	2

箕面市報酬及び費用弁償条例の改正について

総務部 人事室
選挙管理委員会事務局

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)の改正に伴い、選挙長、投票管理者及び開票管理者の報酬を改定するため、箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正します。

1 執行経費基準法の改正内容と本市の対応内容

(1) 執行経費基準法の改正内容

・選挙長等の費用弁償額

区 分	現 行	改正案
選挙長・開票管理者	10,800 円	12,200 円
投票管理者	12,800 円	14,500 円
期日前投票管理者	11,300 円	12,800 円
投票立会人	10,900 円	12,400 円
期日前投票立会人	9,600 円	10,900 円
選挙立会人・開票立会人	8,900 円	10,100 円

(2) 箕面市報酬及び費用弁償条例の改正内容

・執行経費基準法の費用弁償額を下回る報酬額を改正します。

区 分	現 行	改正後
選 挙 長	立候補等受付：日額 12,000 円 選挙会：一選挙につき 12,000 円	立候補等受付：日額 12,200 円 選挙会：一選挙につき 12,200 円
投票管理者	一時間につき 1,100 円	一時間につき 1,120 円
	【期日前】 平尾会館・市活センター(13.5h)14,850 円 市役所・豊川支所(11.5h)12,650 円 【当 日】全投票所(13h)14,300 円	【期日前】 平尾会館・市活センター(13.5h)15,120 円 市役所・豊川支所(11.5h)12,880 円 【当 日】全投票所(13h)14,560 円
開票管理者	一選挙につき 12,000 円	一選挙につき 12,200 円

2 施行日 公布の日